

施設制限について

1. イベントの施設制限について

(1) 感染防止安全計画を策定する場合

主催者は「三重県指針 ver14【別冊】イベントの開催基準等」別紙2-1より「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに三重県へ提出を行う。また、計画書及び三重県が計画書を受理したことが確認できる書類（三重県からのメール返信文等）を使用日迄に施設管理者へ提出し、別紙1の対策を行った上でイベント開催を行う。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
収容定員まで	100%以内（大声なしが前提） 収容定員がない場合は人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するものとする。

（大声の具体例）

- ・観客間大声・長時間の会話
- ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱など
（スポーツの得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声」に当たらない。）

※大声を出すことを積極的に推奨する、または大声の発生に対する必要な対策を十分に施さないイベントは「大声ありのイベント」に該当する。

【感染防止安全計画手続き方法について】

①「感染防止安全計画の策定・提出」

イベント主催者が「三重県指針 ver14【別冊】イベントの開催基準等」別紙2-1より「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに三重県へメールにより提出。（イベント概要が確認できる計画書等も必要）

②「イベント結果報告書」の作成・提出

イベント終了後において「三重県指針 ver14【別冊】イベントの開催基準等」別紙2-2より「イベント結果報告書」を作成し、イベント終了から1か月以内に三重県へメールにより提出。

【提出先】

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
 電話 059-224-2352
 メール kansenta@pref.mie.lg.jp
 9:00～17:00 月～金（祝日除く）

(2) 感染防止安全計画を策定しない場合

「三重県指針 ver14【別冊】イベントの開催基準等」別紙1の対策を行った上でイベント開催を行う。主催者は別紙3「感染防止対策チェックリスト」を作成し、ホームページや会場への掲示等により公表し、終了日から1年間保管する。会場への掲示を求められた際を想定し、管理者は掲示を行える場所を一定とし、確保すること。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限	
5,000人	大声なしのイベント 100%以内 収容定員がない場合は人と人が触れ合わない程度の間隔を確保	大声ありのイベント 50%以内 固定席の前後左右の1席は空ける 収容定員がない場合は、できるだけ2m、最低1mの間隔を確保

(ア)(イ)の人数のいずれか小さい方を上限とする。

※「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することとする。

(大声の具体例)

- ・観客間大声・長時間の会話
- ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱など
(スポーツの得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声」に当たらない。)

※大声を出すことを積極的に推奨する、または大声の発生に対する必要な対策を十分に施さないイベントは「大声ありのイベント」に該当する。

3. イベントの定義について

別添令和3年5月14日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より「令和3年5月14日付事務連絡基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」の補足について 1. 施設の使用制限等における「イベント」の考え方についてで規定されているとおりとする。

4. イベント以外の実施について（専用利用）

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
収容定員まで	100%以内 収容定員がない場合は人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※感染予防対策を講じた上で実施すること。

<事務担当>

四日市市スポーツ・国体推進部
 スポーツ課 施設係